資料4

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24 年7月31日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
埼玉県　株式会社アドバン・バイオディーゼル燃料活用プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	株式会社アドバン　印		
住所	埼玉県熊谷市妻沼西 1 丁目 37		
代表者氏名	丑久保　紀美	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	岡田　雅仁	担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail	info@kk-advan.co.jp	担当者電話番号	048－567-3303
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社武蔵野物流　（埼玉県行田市大字真名板2052-1） 代表者：代表取締役　丑久保　紀美　担当者：取締役　木村　光典		
プロジェクト参加者名	株式会社ツバルの森　（東京都千代田区飯田橋4丁目7番11号） 代表者：代表取締役　三嶋　浩太　担当者：取締役　事業統括部長　小沢　幸弘		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	株式会社アドバン		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	日本海事検定キューエイ株式会社		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	【プロジェクトの目的・内容】 株式会社アドバン（以下、アドバン）が廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料（以下、BDF）の製造を行い、これを株式会社武蔵野物流（以下、武蔵野物流）が所有する事業用車両の一部に活用することにより、温室効果ガス排出削減に貢献することを目的とする。 オフセット・クレジット（J-VER）（以下、J-VER）の売却により得た収益を、既存プラントの改修・拡大費用の一部として活用することで、事業拡大を模索することが本プロジェクトの最終的な目標である。 【適格性基準との整合性】 条件１～５全てに関して、整合性があることが認められている。 【法令遵守状況】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「消防法」、「道路運送車両法」、「自動車 NOx、PM 法」に関して該当し、それぞれ「グリセリンの廃棄証明」、「バイオディーゼル製造設備概要資料」、「車両整備結果」、「自動車検査証」にて、遵守していることが認められている。 【採用技術】 BDF 製造装置及び BDF 使用車両 【モニタリング方法】 6 つのモニタリングポイントを設定し、モニタリング計画書に基づき、モニタリングを行う。 モニタリングポイント名：P1　BDF の製造における年間電力消費量（kWh/年） モニタリングポイント名 P2　車両等で 1 年間に使用された BDF の量（kℓ/年） モニタリングポイント名：P3　メタノールの年間消費量（t/年） モニタリングポイント名：P4-1 車両点検（日常点検） モニタリングポイント名：P4-2 車両点検（3 か月、6 か月点検） モニタリングポイント名：P5　BDF の品質規格への適合性 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 方法論「E. 004　ver.6.1　廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用に関する方法論」に即して、GHG の算定を行った。 【モニタリング体制】

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

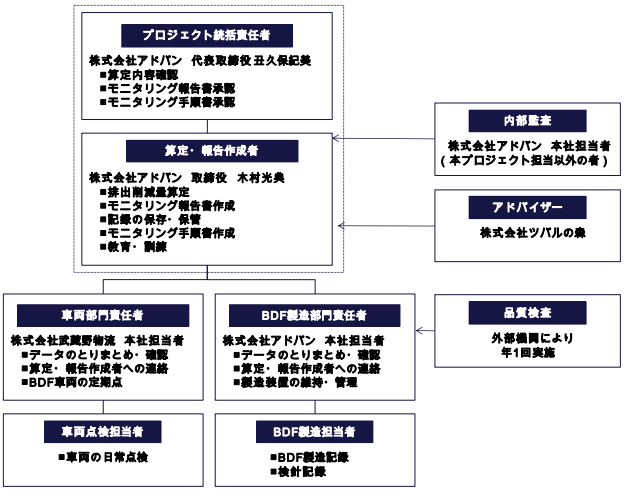

【QA / QC 体制】

（1）教育訓練

算定・報告作成者がモニタリング手順書を作成しプロジェクト統括責任者の承認を受けた後、モニタリング方法や実施状況について、アドバン（BDF 製造部門責任者、各担当者）、及び武蔵野物流（車両部門責任者、担当者）に対し毎年1回以上打合せを行い確認し、必要に応じて指導を行う。

更に、BDF 製造責任者、及び車両部門責任者は、実際の BDF 製造、BDF 使用、車両整備等の状況の確認を行い、不具合等があれば算定・報告作成者に遅延なく通知し、改善策を協議の上実施する。

（2）情報の保管

各情報は、紙ベースで各本社に保存し、各部門の責任者が確認を行い、ワークシートまたは pdf 形式で算定・報告作成者に送付する。最終的な情報管理は、プロジェクト統括責任者の管理の下で実施し、モニタリングデータはアドバン本社内のデータサーバーに保存する。

（3）データの確認

データ作成者は、毎年度1回以上紙ベースのモニタリング結果とワークシートを無作為に抽出し、間違いがないかについて点検する。最終的なデータの確認は、プロジェクト統括責任者が行う。

（4）内部監査

内部監査員は、アドバン本社において本プロジェクト担当者以外から適任者を選定し、定期的（年1回を予定）に実施する。

（5）測定機器の維持・管理

BDF 製造部門・車両部門の各責任者が、使用する機器について、取扱説明書等に基づいて適切に維持管理を行い、年1回以上必要な点検等を実施するものとする。

プロジェクト実施場所	・BDF 製造場所： 株式会社アドバン　熊谷プラント （埼玉県熊谷市妻沼西部工業団地内） ・使用場所：　関東圏各所

<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積							
プロジェクト期間		2008 年 4 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日（5 年 0 ヶ月）					
クレジット期間		2008 年 4 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日					
プロジェクト計画開始届提出日		2011年9月26日					
妥当性確認終了日		2011年10月11日					
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2	661	654	700	677	677	3,369
適用モニタリング方法ガイドライン		オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （（排出削減プロジェクト用）　ver. 3.0					
適用方法論	方法論番号	E. 004　ver.6.1					
	方法論名称	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用に関する方法論					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者		プロジェクト代表事業者と同一 印					

ダブルカウントの防止措置内容	**以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。** **（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）** **【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】** ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ **【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】** ☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 □ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

□ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

□ ホームページ

ホームページ URL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④ 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

□ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ その他

具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以 上

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年8月1日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
埼玉県株式会社アドバン・バイオディーゼル燃料活用プロジェクト			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	日本海事検定キューエイ株式会社　印		
担当部署名	審査部　GHG チーム		
責任者名	廣瀬　英俊		
責任者 E-mail	h-hirose@nkkkqa.co.jp		
責任者電話番号	03-5427-2505		
審査員名[i]	廣瀬英俊:チームリーダー 紀伊隆志:レビューアー		
機関要件への合致	暫定的妥当性確認機関として認定されている。		
妥当性確認報告書発行日	2012 年 8 月 1 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver. 2.0		
妥当性確認期間	**2011 年 9 月 22 日～　2012 年 8 月 1 日**		
現地審査	■ 有 □ 無	期間	2011 年 9 月 30 日～2011 年 9 月 30 日
	審査内容	文書審査の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するインタビュー、記録及び現地確認を行った。検証のポイントは以下の通りである。 【GHG データ及び情報】 ・ プロジェクト活動境界の設定が適切か ・ プロジェクトに関係するすべての排出活動が特定されているか ・ 採用技術の特定は適切か	

プロジェクト情報 （A・B）	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの申請書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット(J-VER)制度に依拠して作成されていることを確認した。
適格性要件（C）	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの申請書における方法論 E004 ver.6.1 の適用は、実施規則に準拠しており、適格性基準を満たしていることを確認した。
排出量・吸収量算定 （Ⅰ・Ⅱ）	モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの排出量算定は、方法論 E004 ver.6.1 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。
モニタリング計画 （Ⅲ～Ⅵ）	モニタリングプラン、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトのモニタリング計画は、方法論 E004 ver.6.1 及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。
その他(D)	申請書、証拠書類等を文書上で確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況（環境影響評価及び環境測定、住民説明会の実施は法令等で要求されていないため除く）を確認した結果、当プロジェクトの申請書におけるその他事項に重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。
機関の見解 （サマリー・結論）	この妥当性確認業務の基準は、業務のリスクを勘定して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的保証を得ることを求めている。妥当性確認は試査を基礎として行われ、方法論の適格性基準への整合性の確認、法令順守、環境影響評価、パブリックコメントへの対応、ベースライン排出量・プロジェクト排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価、算定報告書における記載の検討も含んでいる。これらの手続により、当機関は、意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。 以上から、当機関は、株式会社アドバン殿が作成した「温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書」及び「モニタリングプラン」が上記基準等に基づいた審査の結果、デスクレビュー、現地及びインタビューにおいて判明した範囲において、本プロジェクトがオフセット・クレジット（J-VER）制度、ポジティブリストの適格性基準、方法論に依拠して作成していることを確認し、全ての重要な点に関して適正であると認める。
パブリックコメントの概要	
パブリックコメントの募集期間 2011年9月26日～10月9日 コメント なし	

妥当性確認機関の見解
無限定適正

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成24年6月29日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
「秋田杉とコアニチドリの里　かみこあに」間伐促進プロジェクト ～緑豊かな水源地保全の森づくり～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	上小阿仁村(カミコアニムラ)		印
住所	秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地		
代表者氏名	中田　吉穂	代表者役職	村長
担当者氏名	小林　逸人	担当者 所属部署・役職	産業課林務商工班 主査
担当者 E-mail	rinmu@vill.kamikoani.lg.jp	担当者電話番号	0186-77-2223
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名			
プロジェクト参加者名	グリーンプラス株式会社(グリーンプラスカブシキガイシャ)		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	上小阿仁村(カミコアニムラ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☑本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	JACO CDM		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	【プロジェクトの目的・内容】 【目的】 本プロジェクトは、森林施業計画に基づいた適切な間伐の実施による対象森林の健全性を確保するとともに、CO2吸収量の維持・増加を目的としている。オフセットクレジット(J-VER)の発行による追加的資金を活用して持続的な森林管理、整備等を進めていくことにより、林業の活性化、雇用創出、生物多様性、水源地保全、新分野への取り組みを図る。 【内容】 上小阿仁村の村有林 139ha(2008 年から 2011 年間伐施業)を活用してオフセット・クレジット(J-VER)を発行し、その追加的資金を間伐の促進に使用し更なる CO2 吸収に努めるとともに村の基幹産業である林業の雇用創出につなげ活性化を図る。森林の健全性を確保することでコアニチドリ、天然秋田杉を含めた生物多様性及び水源地保全に配慮する。また、災害時の連絡網や高齢者の安否確認のため村内全戸に無償貸与して配備したIP通信網「こあに電話」の維持管理費に活用し新分野からも村の発展を図る。 【適格性基準との整合性】 適用方法論　No.R001 ver.6.0 に定められた下記の適用条件を満たしている。 ■条件 1 本プロジェクト対象地は森林施業計画対象の森林であり、また森林法第 5 条に定める森林である。 ■条件 2 森林施業計画対象林の中で、施業計画期間 2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までの期間に間伐が行われる林分を対象とする。 クレジット発行期間内に本プロジェクト対象地の土地転用はない。また施業計画期間内に主伐は計画されていない。 ■条件 3 本プロジェクト対象地は森林施業計画の認定を受けており、持続的な森林経営の対象地である。 【法令遵守状況】 森林・林業基本法、森林法、間伐等促進法に該当し、それぞれの法令を遵守している。 【採用技術】

機器名	メーカ	耐用年数	導入時期	備考
ポケットコンパス	牛方商会	5 年	H20/4	面積測量機
TRU PULSE 200	レーザーテクノロジー社	5 年	H21/4	樹高測定器
輪尺	牛方商会	−	H17/4	胸高直径測定機
樹海	東光産業株式会社	−	H17/4	測量システムソフト
チェーンソー	個人購入の為特定不可	−	−	−
MST−1100	コマツ	−	H13/7	キャリア
PC−78US−	コマツ	−	H13/7	グラップル
PC−138US8	コマツ	−	H20/1	ハーベスタ
OREGON450	GARMIN	−	H23/8	緯度経度測定機

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

【モニタリング方法】

モニタリング項目	測定方法の詳細
活動量	間伐が実施された領域ごとに、コンパス測量を実施
拡大係数	京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書に基き、樹種ごとに決定する。
容積密度	
地下部率	
幹材積成長量	秋田県林分収穫表から当該林齢・地位級の材積を参照
地位	対象となっている小斑について、モニタリングガイドラインに従って、平均樹高を測定し、地位級を特定

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論 No.R001 ver.6.0 に示される吸収量の算定式に準拠している。

【モニタリング体制】

下記の図の通り、モニタリング体制を整えている。

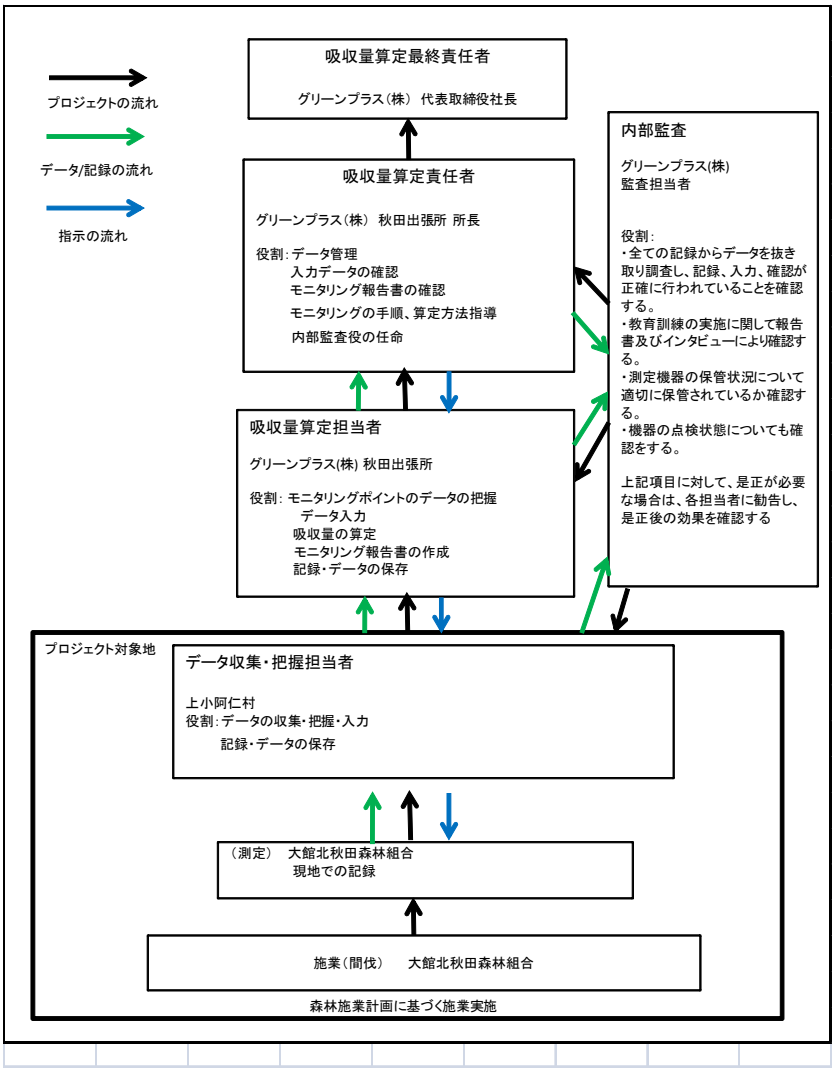

【QA / QC 体制】

(1) 教育・訓練
モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育・訓練を実施する。
具体的には、モニタリング体制、モニタリング手順、測定器の点検（同型コンパスを用いてのチェック）、
建物など樹木以外を測定しての樹高測定機器のチェック等）・維持管理の方法等についての説明を行う。

グリーンプラス(株)と大館北秋田森林組合とで相互研修を行う。
（モニタリング実施前、第1回は2012年5月第4週又は5週の中で予定）
■研修内容:
グリーンプラス→大館北秋田森林組合
・モニタリング方法(プロット調査の手順等)
・記録・データの管理・保存方法
・使用機器の保管についての確認
・CO2吸収量算定の概念説明
大館北秋田森林組合→グリーンプラス
・森林整備技術（特にスギの人工林について）
・森林整備機材の取り扱い方法
・補助金などの各種関連法の説明

(2) 情報の管理・保管
検証機関が純計算量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した
全てのデータを文書化し、プロジェクト期間終了後10年間（平成35年3月31日まで）電子データとして保管する。
■管理・保管される文書、記録及び電子データ
・教育資料、報告書　・電子データ、文書　・モニタリング記録
・モニタリング報告書　・監査計画書、報告書　・各種証拠書類のコピー
■保管方法
電子データ以外のものについては、吸収量算定担当者が施錠可能なロッカーにて管理保管する。
電子データについては、グリーンプラス㈱の共有サーバーに保管し、ファイアウォール、パスワード
でのセキュリティ対策を行う。
バックアップについては、保管責任者のPCにバックアップを作成し、パスワードにてセキュリティ
対策を行う。

(3) データの確認
吸収量算定担当者は、データ入力後に条件の近い林分におけるデータと比較して、
入力ミスや異常値がないかを確認する。
吸収量算定責任者は、データの集約、データの管理、データの確認、野外調査帳と
算定ファイル等に入力ミスがないか確認し、ダブルチェックを徹底する。

(4) 内部監査
吸収量算定責任者は、定期的(モニタリングの実施ごと)に、内部監査委員を任命し、任命された者が
監査を行い以下の役割を果たす。
① 全ての記録からデータをランダムに取り出して（無作為抽出調査）、定められた手順で、記録、入力、
確認が行われていることを確認する。
② 全ての記録からデータをランダムに取り出して（無作為抽出調査）、モニタリング報告書に表示された事項に対し、
方法論や本ガイドラインに準拠して適正に作成されていることを確認する。
③ 添付資料やモニタリング時に使用した野帳などの文書・記録及びデータの管理・保管が
適切に行われているかを確認する。
④ 教育訓練が適切に行われているか、実施報告書及び対象者へのインタビューにより確認する。
⑤ 前回の是正要求事項に対して適切な処置が行われているかを確認する。

(5)測定機器の維持・管理
樹高測定器・面積測定器を適切な場所に保管し、モニタリング実施前に、点検、キャリブレーションを
実施する。実施記録・管理は大館北秋田森林組合が行う。

資料：森林管理プロジェクト用モニタリ方法ガイドライン（4cj：Ver.3.0）、
本プロジェクト用モニタリングマニュアル(グリーンプラス：Ver.1.0)、
マネジメントシステム進化論（中山康弘：2009）秋田県間伐技術指針、組合担当者作成資料。

<table>
<tr><td>プロジェクト実施場所</td><td>上小阿仁村
所在地：秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原１１８番地
事業の実施場所の住所・林班・小班・モニタリングポイント番号・面積の整合表
<table>
<tr><th>No.</th><th>住所</th><th>林班</th><th>小班</th><th>実測
面積</th></tr>
<tr><td>1</td><td>仏社長信田沢 204-1</td><td>4</td><td>11</td><td>14.24ha</td></tr>
<tr><td>2</td><td>仏社長信田沢 204-1</td><td>4</td><td>12</td><td>5.48ha</td></tr>
<tr><td>3</td><td>仏社長信田沢 204-1</td><td>4</td><td>13</td><td>4.93ha</td></tr>
<tr><td>4</td><td>仏社長信田沢 203</td><td>5</td><td>3</td><td>16.06ha</td></tr>
<tr><td>5</td><td>仏社杉の下 112-1</td><td>9</td><td>11</td><td>1.53ha</td></tr>
<tr><td>6</td><td>仏社田ノ沢 77-1</td><td>9</td><td>255</td><td>3.72ha</td></tr>
<tr><td>7</td><td>仏社国見沢 34-1</td><td>15</td><td>53</td><td>5.35ha</td></tr>
<tr><td>8</td><td>仏社国見沢 34-1</td><td>15</td><td>54</td><td>3.90ha</td></tr>
<tr><td>9</td><td>仏社国見沢 36-32</td><td>15</td><td>59</td><td>9.66ha</td></tr>
<tr><td>10</td><td>仏社国見沢 36-32</td><td>15</td><td>60</td><td>3.12ha</td></tr>
<tr><td>11</td><td>仏社国見沢 179-4</td><td>15</td><td>171</td><td>4.94ha</td></tr>
<tr><td>12</td><td>仏社国見沢 108-1</td><td>16</td><td>1</td><td>3.76ha</td></tr>
<tr><td>13</td><td>仏社国見沢 111-1</td><td>16</td><td>7</td><td>13.24ha</td></tr>
<tr><td>14</td><td>五反沢タタラ沢 53-5</td><td>25</td><td>69</td><td>5.57ha</td></tr>
<tr><td>15</td><td>五反沢タタラ沢 53-5</td><td>25</td><td>70</td><td>0.90ha</td></tr>
<tr><td>16</td><td>五反沢タタラ沢 53-5</td><td>25</td><td>70</td><td>3.47ha</td></tr>
<tr><td>17</td><td>五反沢タタラ沢 53-5</td><td>25</td><td>75</td><td>1.48ha</td></tr>
<tr><td>18</td><td>五反沢タタラ沢 53-5</td><td>25</td><td>75</td><td>6.00ha</td></tr>
<tr><td>19</td><td>五反沢タタラ沢 53-5</td><td>25</td><td>75</td><td>3.90ha</td></tr>
<tr><td>20</td><td>五反沢タタラ沢 53-5</td><td>25</td><td>79</td><td>13.88ha</td></tr>
<tr><td>21</td><td>五反沢タタラ沢 53-5</td><td>25</td><td>80</td><td>2.19ha</td></tr>
<tr><td>22</td><td>五反沢沼ノ沢口 12</td><td>32</td><td>1</td><td>11.82ha</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>139.14ha</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>プロジェクト対象面積</td><td>139.14ha</td></tr>
<tr><td>プロジェクト期間</td><td>2008 年　4 月 1 日　～2013 年　3 月 31 日(5 年)</td></tr>
<tr><td>クレジット期間</td><td>2008 年　　4 月 1 日　～2013 年　3 月 31 日(5 年)</td></tr>
<tr><td>プロジェクト計画開始
届提出日</td><td>2012年6月29日</td></tr>
<tr><td>妥当性確認終了日</td><td>2012年6月28日</td></tr>
</table>

想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2	222	634	828	885	885	3454
適用モニタリング方法ガイドライン		オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）　ver.3.0					
適用方法論		方法論番号	R001ver.6.0				
		方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）				
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）						印

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止措置内容	**以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。** **（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）** **【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】** ☑　類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □　以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ **【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】** □　当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑　森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ ホームページ
ホームページ URL： http://www.vill.kamikoani.akita.jp
☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
☑ その他 具体的に： 広報「かみこあに」

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。
☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています
- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- ☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- ☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- ☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名：
- ☐ その他
  具体的に：

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以 上

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成　24 年 7 月 2日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
「秋田杉とコアニチドリの里　かみこあに」間伐促進プロジェクト ～緑豊かな水源地保全の森づくり～			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	株式会社　JACO CDM　　印		
担当部署名	事業推進部		
責任者名	田中　辰雄		
責任者 E-mail	tanaka-t@jaco.co.jp		
責任者電話番号	03-5572-1753		
審査員名[i]	審査員:湯口　峻宏(リーダー) 審査員:田中　辰雄 レビュー担当者:萬里小路　明秀		
機関要件への合致	暫定的な検証機関として登録されており、合致している		
妥当性確認報告書発行日	2012 年 7 月 2 日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性確認・検証ガイドライン　Ver. 2.1		
妥当性確認期間	**2008 年 4 月　1 日～　2013 年　3 月　31 日**		
現地審査	☒有 ☐無	期間	2012 年　6 月　28 日
	審査内容	最初にオープニングミーティングにて参加者の挨拶、紹介、スケジュール確認及び審査の進め方を説明し、審査開始。 審査は事前に文書レビューを行って作成したチェックリストに基づき、質疑応答、審査による追加確認事項の証拠書類の確認、収集を行った。また、プロジェクト対象地でのモニタリングポイント及びモニタリングプロット予定地の実査、測定機器キャリブレーション、測定デモを視察し、確認を行った。 現地机上審査、プロジェクト対象地を実査、確認後、審査チームによる当日所見報告を説明し、所見内容、追加確認事	

		項の回答納期等について協議、合意を得て審査を終了した。
プロジェクト情報（A･B）	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。	
適格性要件（C）	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書における方法論の適用は実施規則及び方法論 No.R001 Ver.6.0 に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。 条件 1：　プロジェクト実施地が、森林法第 5 条に定める森林であることが明確に記述されており、妥当と判断される。 条件 2：　プロジェクト実施地において行なわれる施業が、以下の 3 つの条件を満たす間伐であることが明記されており、妥当と判断される。 (1) 森林施業計画全体の写しが提出され、下記が計画書に明確に記述されている。 ・森林施業計画対象林中の当該プロジェクト実施地：クレジット発行対象期間内に、土地転用及び主伐が計画されていない。 ・森林施業計画対象林中の当該プロジェクト実施地以外の土地：クレジット発行対象期間内に土地転用がない事等プロジェクト実施地と同様であること。 (2) 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画に基づき施業（間伐）されたものであること。 (3) 森林施業計画及び上小阿仁村による森林経営活動の継続することの確認書により 2013 年 3 月 31 日までの計画策定がされていること。 （2013 年 2 月 21 日以降については新たな森林経営計画を策定するとの確認書による。） 条件 3：　プロジェクト実施地が、以下の通り、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。 当該森林施業計画は上小阿仁村により認定を受けている。	
排出量･吸収量算定（Ⅰ･Ⅱ）	計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画における吸収量算定は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。また当プロジェクトのモニタリング計画は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。施業年と吸収量算定年につき、J-VER 制度モニタリング方法ガイドライン（Ver.4.1）Ⅰ-７の考え方に沿った算式を採用しており、妥当と判断される。また、プロジェクト吸	

<table>
<tr><td></td><td>収量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインに準拠しており妥当と判断される。
吸収量の計算結果は下記である。
<table>
<tr><th>2008 年度</th><th>2009 年度</th><th>2010 年度</th><th>2011 年度</th><th>2012 年度</th><th>合計
(t-CO2)</th></tr>
<tr><td>222</td><td>634</td><td>828</td><td>885</td><td>885</td><td>3,354</td></tr>
</table>
注：各年度吸収量を整数化（小数点以下を切り捨て）</td></tr>
<tr><td>モニタリング計画
（Ⅲ～Ⅵ）</td><td>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトのモニタリング計画書は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していることを確認した。
純吸収量で考慮する温室効果ガス吸収活動、吸収量算定式、面積の測定、拡大係数、幹材積、容積密度、地上部に対する地下部の比率、地位級の選定、モニタリング体制・フロー、QA/QC について妥当であると判断される。
モニタリング計画書は重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</td></tr>
<tr><td>その他(D)</td><td>計画書、証拠書類などを文書上で確認し、現地審査および関係者への電話・メールによるインタビューを行なった結果、当プロジェクトの計画書におけるその他事項において重要性の点から適正に表示されており、オフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。</td></tr>
<tr><td>機関の見解
（サマリー・結論）</td><td>オフセット・クレジット（J－VER）制度実施規則(Ver. 4.0)に基づいて実施された妥当性確認の範囲で、妥当性確認プロセス及び手順を進めた結果、グリーンプラス株式会社が実施する当該プロジェクトは、方法論の適格性基準を満たしていることが確認された。また、吸収量の計算方法、モニタリング方法等については、ルールへの準拠性が確認され、当制度における重要性基準としての吸収量の 10%未満という水準を確保していることを確認した。デスクレビュー及び現地審査において判明した範囲において、本プロジェクトが、オフセット・クレジット（J－VER）制度に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対してオフセット・クレジット（J－VER）認証委員会による登録を行なうことを推奨する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">パブリックコメントの概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">パブリックコメントの募集期間
2012年6月8日～2012年6月21日
コメント
意見募集期間中に受領した意見はなかった
妥当性確認機関の見解
問題なし</td></tr>
</table>

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。